

6 農振第 2 4 4 6 号
国都公景第 1 8 0 号
環自国発第 2 5 0 2 1 2 3 号
令和 7 年 2 月 12 日

各地方公共団体
景観行政担当課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
国土交通省都市局公園緑地・景観課
環境省自然環境局国立公園課

景観計画の変更における都市計画審議会への意見聴取について

景観法（平成 16 年法律第 110 号）においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画の策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

景観計画の変更における意見聴取の方法については、過去の審議状況を踏まえ支障がないと考えられる場合に、地域の実情に応じた方法で行うことが可能である旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。